

生産緑地地区証明書交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、証明申請のあった土地が都市計画法(昭和43年法第100号。)第8条第1項第14号の規定により定められた生産緑地地区内に所在することを証明する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(証明の単位)

第2条 証明は、1枚の証明書につき1筆の土地について行うものとする。ただし、一団の土地については、筆数にかかわらず1枚の証明書によって行うことができる。

(証明書の交付申請)

第3条 証明書の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書兼証明書(第1号様式)

(2) 位置図(証明に関わる土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面。地形図、住宅地図等)

2 市長は、当該土地が生産緑地地区内に所在することを確認したときは、前条の規定により提出された申請書兼証明書を複写し、市長印を押印したうえで申請者に対し交付するものとする。

(手数料の徴収)

第4条 市長は、申請者から証明に係わる手数料を浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号。)の規定に基づき徴収するものとする。

2 申請者は、証明に関わる手数料を現金により支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

証明書交付申請書兼証明書

年 月 日		
（あて先） 浜 松 市 長		
住所 申請者 氏名 電話番号		
下記の土地が、都市計画法第8条の規定により、年 月 日付で定められた生産 緑地地区であることを証明願います。		
記		
土地の所在		
市	区	地番
浜松市		

上記の土地が生産緑地地区であることを証明します。

年 月 日

浜 松 市 長